

伊豆の国市農業委員会 6 月定例会議議事録

開催日時 令和 8 年 6 月 10 日 (水)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 韮山文化センター映像ホール

出席委員： 12 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	遠 藤 照 彦	5	松 下 満 雄	9	土 田 哲	13	萩 原 一 英	事務局	小坂 高一郎
		6	與五澤文義	10	窪 井 千 容	14	鈴 木 宗 雄		小澤 竜哉
3	中 川 謙 一	7	渡 邊 伸 一	11	天 野 進				福本 南斗
4	土 屋 克 彦	8	内 田 久	12	星 合 省 吾				

推進委員： 10 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	杉 山 芳 喜	4	岡 本 仁	7	渡 邊 光 一	10	土 屋 栄
2	白 井 孝	5	久保田正一	8	田 中 正 男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡 邊 一 弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 6 件
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 1 件

その他 伊豆の国市農業資材価格高騰分支援金について

開 会 事務局長	ただ今から6月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。9番土田委員、10番窪井委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。
審議案件 【議案第1号】 会 長	○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】 議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第1号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号11番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の11番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。 借人の市内経営面積は31,769.2㎡で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で97,255.56㎡になります。譲受人の年齢は57歳で、農作業経験は35年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	（議案第1号11番農地法第3条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	（議案第1号11番農地法第3条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）

会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号12番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号12番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の12番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。 譲受人の経営状況は前述しているため省略します。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10 a あたり20万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は 8 番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第 1 号12番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第 1 号12番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号13番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号13番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の13番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。 譲受人の経営面積は2,870㎡です。譲受人の年齢は76歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で1分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10 a あたり20万円です。事務局からの説明は以上です。

会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第1号13番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号13番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
渡邊光一委員	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号14番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の14番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。 譲受人の経営面積は4,430㎡です。譲受人の年齢は84歳で、農作業経験は38年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻の苗を栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で30万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	(議案第1号14番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。

重田推進委員	(議案第 1 号14番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号15番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号15番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の15番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は 0 m ² ですが、本案件で7,498m ² になります。譲受人の年齢は79歳で、農作業経験は10年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅隣地であり、徒歩 1 分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は 1 筆で20万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田中山地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願いします。
天野委員	(議案第 1 号15番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田中山地区担当の土屋進委員から意見をお願いします。
土屋推進委員	(議案第 1 号15番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号16番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号16番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の16番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で280㎡になります。譲受人の年齢は57歳で、農作業経験は20年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅に隣接しているため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田原野地区の担当委員は12番星合委員です。よろしくお願いします。
星合委員	(議案第1号16番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田原野地区担当の土屋推進委員から意見ををお願いします。
土屋推進委員	(議案第1号16番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
審議案件 【議案第2号】	○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。

会 長	議案第 2 号 2 番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第 2 号 2 番について「朗読」 議案第 2 号「農地法第 5 条許可」の 2 番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人は沼津市でミカン栽培を営んでいる認定農業者です。この度、小坂地区の農地を借りてミカン栽培を行うにあたり、申請地が道路高よりも低く、今後の営農の効率化を考え道路高まで盛土を行うため申請を行うものです。 申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。一時転用期間は 5 ヶ月半です。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第 4 条第 6 項第 3 号、第 4 号、第 5 号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。賃料は 10a あたり 3 万円です。 現地確認については、6 月 8 日（月）に内田委員と渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は 8 番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	（議案第 2 号 2 番農地法第 5 条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊光一推進委員	（議案第 2 号 2 番農地法第 5 条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】

	報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。
【報告第1号】 事務局	農地法第4条届出書受理の件について1番を「朗読」。 転用目的は資材置場敷地です。令和8年4月30日付、伊国農委第4号受理番号第23号にて受理しました。
【報告第2号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について1番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和8年5月11日付、伊国農委第5号受理番号第1号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は意見なしとして提出します。 その他事務局より何かありますか。

その他 事務局 閉 会 事務局長	○伊豆の国市農業資材価格高騰分支援金について 以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和 8 年 7 月 10 日(金)午後 2 時 30 分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館 3 階多目的ホールです。それでは 6 月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。
--	--